

増大するリスク要因への対応

【エネルギー価格高騰への対応】

世界的なエネルギー価格の高騰や円安等の影響により、電力各社の電気料金は高止まりを続けています。これにより、FAMICにおいても電力使用料が増加しており、通常の予算執行に支障を来とし続けている状況になっています。

そこで、職場ごとの節電の取組を行い、FAMIC全体で約0.4%削減しました。令和5年度は節電に加え、パソコンの更新の間隔を伸ばすことによりパソコンの更新台数及び費用を抑制し、予算内で業務を遂行しました。しかしながら、パソコンの計画的な更新は安定的な業務運営に不可欠なものであり、電気料金等の高止まりが続けば、今後も厳しい業務運営が続くと考えられます。

このため、引き続き役職員一同節電に努めるとともに、創意工夫により業務の遂行を図っていきます。



【農薬の再評価への対応】

○農薬の再評価とは

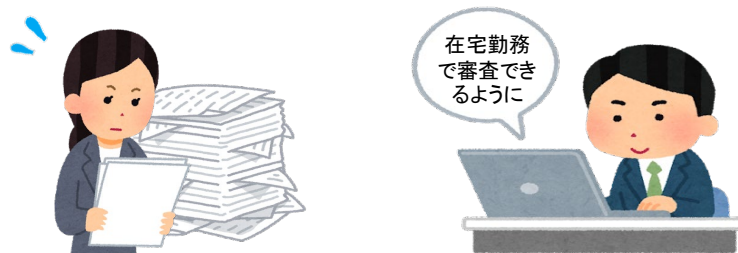
令和3年10月以降、農薬の登録業者から農薬の再評価のための審査資料が提出され、農薬の再評価制度が始まりました。農薬の再評価とは、平成30年の農薬取締法改正により導入された仕組みで、日本で登録されている全ての農薬（約4000剤、約600有効成分）を対象として最新の科学的知見に基づき15年ごとに安全性などを再評価するものです。

再評価は、日本で多く使われている農薬、使用量は多くないものの一日摂取許容量等が低い農薬など評価の優先度を区分し、優先度の高い農薬から行われます。年ごとに対象となる農薬が決められ、令和5年度までに45有効成分の審査資料が提出されました。

○業務効率化と審査体制の整備

農薬の再評価では、多い場合、1つの有効成分につき数百項目以上の試験成績（計5万ページ以上）が提出されます。再評価を円滑に進めるため、重複業務の削減や審査報告書作成業務の見直しなどを行い、業務の効率化を図りました。

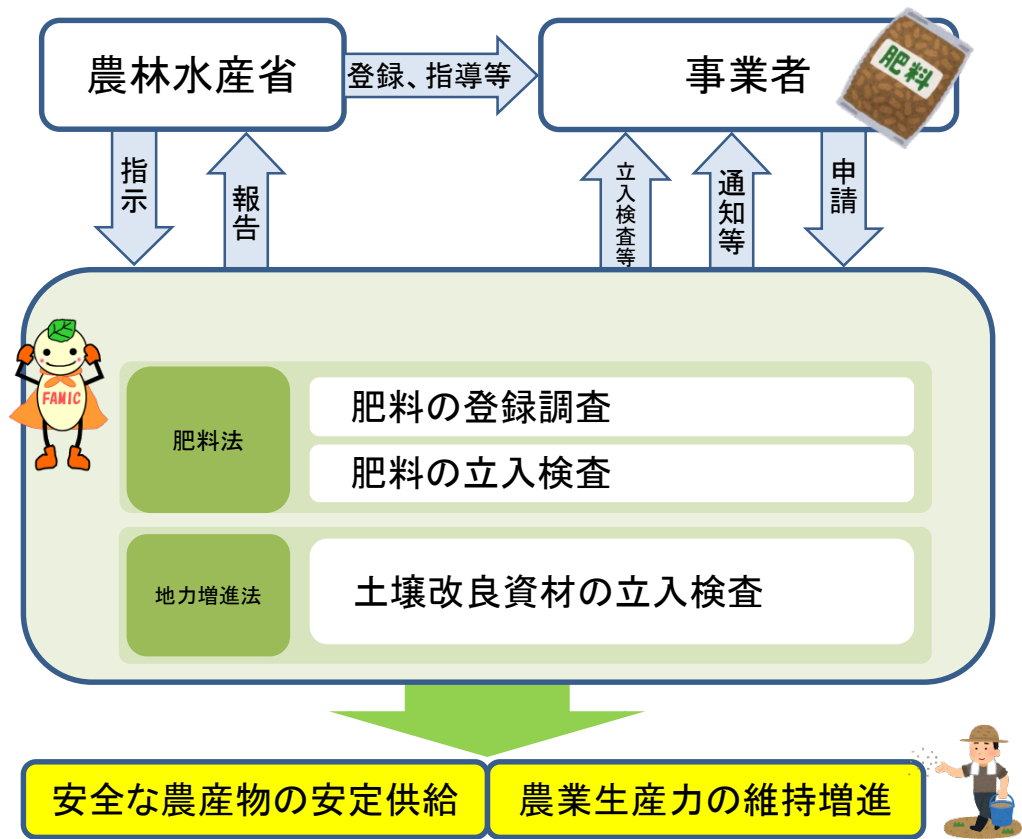
また、試験成績は電磁的記録媒体で提出されることから、クラウド上に保管することで、在宅勤務でも審査できるようシステムを整備しました。さらに専門的な試験成績を審査できる人材の育成に努めるとともに、組織再編による増員を計画し人材配置を見直すことで審査体制を構築しました。



9. 業績の適正な評価の前提情報及び当事業年度の主な業務成果・業務実績

(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務

① 業務の主なスキーム



肥料の登録調査	・生産業者等からの登録申請について、申請書の記載事項の調査及び見本肥料の分析・鑑定・栽培試験等を行い、公定規格への適合性を確認
肥料の立入検査	・生産事業場、倉庫等に立ち入り、肥料の生産・出荷に係る帳簿等を検査 ・収去した肥料等は、分析・鑑定・栽培試験等を行い、有効成分や有害成分の含有量が公定規格に適合しているか検査
土壌改良資材の立入検査	・製造事業場等に立ち入り、土壌改良資材の生産・出荷の帳簿等を検査 ・収集した土壌改良資材は、品質が基準に適合しているか検査

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇肥料の安全性の確保：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/01_hiryo/



2050年までに化学肥料の使用量を30%低減する」との目標を掲げ、有機物の循環利用を推進しています。国内資源の有効活用と有機物の循環利用の観点から汚泥資源の利用拡大は喫緊の課題でした。

令和5年度は、汚泥を原料として、肥料成分を保証可能な「菌体りん酸肥料」が令和5年10月に規格化されました。FAMICでは、新たな規格に迅速に対応するため、菌体りん酸肥料の生産業者が作成した品質管理計画の調査を同月から開始しました。

また、FAMICでは、これまで焼却処分されることが多かった、牛肉骨粉の肥料利用を推進するため、肥料生産業者による申請に基づき、製造基準適合確認検査を例年の3倍程度実施するなど、未利用資源を活用した肥料の品質及び安全性の確保に貢献しました。



事業場における肥料の混合作業

イ 肥料等試験法の充実

肥料法に基づき、肥料成分等の分析は、FAMICが定めた分析法である「肥料等試験法」によることとされています。FAMICは、新たな成分や肥料に対応する分析法の開発及び改良、その分析法の性能確認、新しい分析機器を用いた簡便な分析法等についての調査研究を行い、その成果をもとに「肥料等試験法」の改正を行っています。

令和5年度は、苦土(マグネシウム)等の分析法について、国際的に標準とされる分析法の妥当性評価※を行い、共同試験の解析結果を追加しました。また、石こうの石灰全量を分析する際の試料量を改定、植物の生育障害を示すスルファミン酸をイオンクロマトグラフにより測定する方法の改良等を行い、これらを加えて「肥料等試験法(2023)」をホームページに掲載しました。

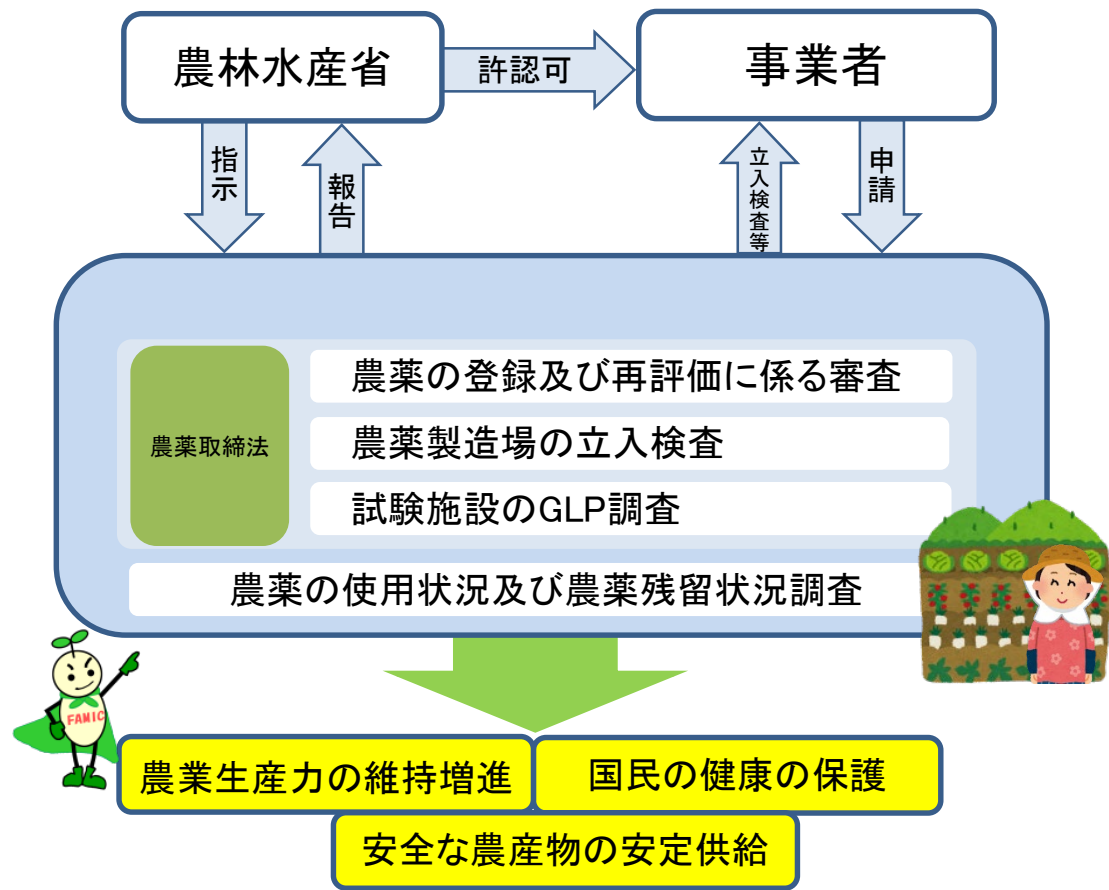
※8試験室以上の共同試験による評価



イオンクロマトグラフによるスルファミン酸の測定

(2) 農薬関係業務

① 業務の主なスキーム



農薬の登録及び再評価に係る審査	・農薬の登録申請者から提出された登録申請書及び試験成績に基づき、農薬としての効果に問題がないか、安全に使用できるか、農産物や土壌・水への残留によってヒトの健康や環境に悪影響を及ぼすことがないか等を総合的に審査 ・農薬の見本品について、その物理的・化学的性状や有効成分の含有濃度等を検査し、農薬の品質を確認 ・法改正により新たに導入された、全ての農薬の有効成分の再評価においても、最新の科学的知見に基づき審査
農薬製造場の立入検査	・農薬製造場に立ち入り、製造に関する帳簿等を検査 ・立入検査で集取した農薬の品質、表示等を検査
試験施設のGLP調査	・農薬の登録申請時に提出される試験成績の信頼性確保のため、試験施設の設備、機器、試験操作、記録及び保管の状況について、GLP基準への適合性を調査
農薬の使用状況及び農薬残留状況調査	・農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策の基礎資料とするため、農家における農薬の使用状況を調査し、農産物の残留農薬を分析

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇農薬検査部の業務の概要

<http://www.acis.famic.go.jp/acis/gyomu.htm>



令和5年度は、農薬成分を含有する可能性がある生産資材について農林水産省から緊急の分析要請を受け、FAMICは直ちに対応し、農薬として登録されていない成分が含まれていることを確認しました。分析の結果を基に、当該資材の販売中止及び自主回収が行われ、農林水産省によって本事案に基づく注意喚起が行われました。

このことは安全が確認できていない資材の流通防止に貢献し、消費者や農家への安全確保や農薬取締行政への信頼確保につながりました。



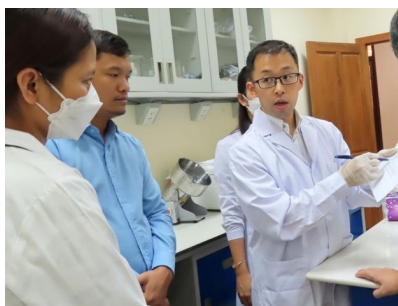
イ 農薬行政の国際調和に係る取組

我が国では、農薬の登録申請時に提出される試験成績の信頼性を確認するため、農薬GLP*制度を導入しています。この制度に基づき、試験施設の設備、機器、試験操作、記録や保管の状況について、FAMICは試験施設の調査を行っています。またOECDの定めた国際ルールでは、GLP適合施設で作成された試験成績は、各国での承認・登録申請に利用できることになっています。

各国で更なる信頼関係を築くため、相互に現地国に赴き、GLP調査当局の状況や調査能力を評価し合うことになっています。令和5年度は、現地評価チームの一員として、5月に職員をギリシャに派遣し、同国のGLP調査当局に対する評価に臨みました。



評価チームへの説明の様子



カンボジアへの専門家派遣

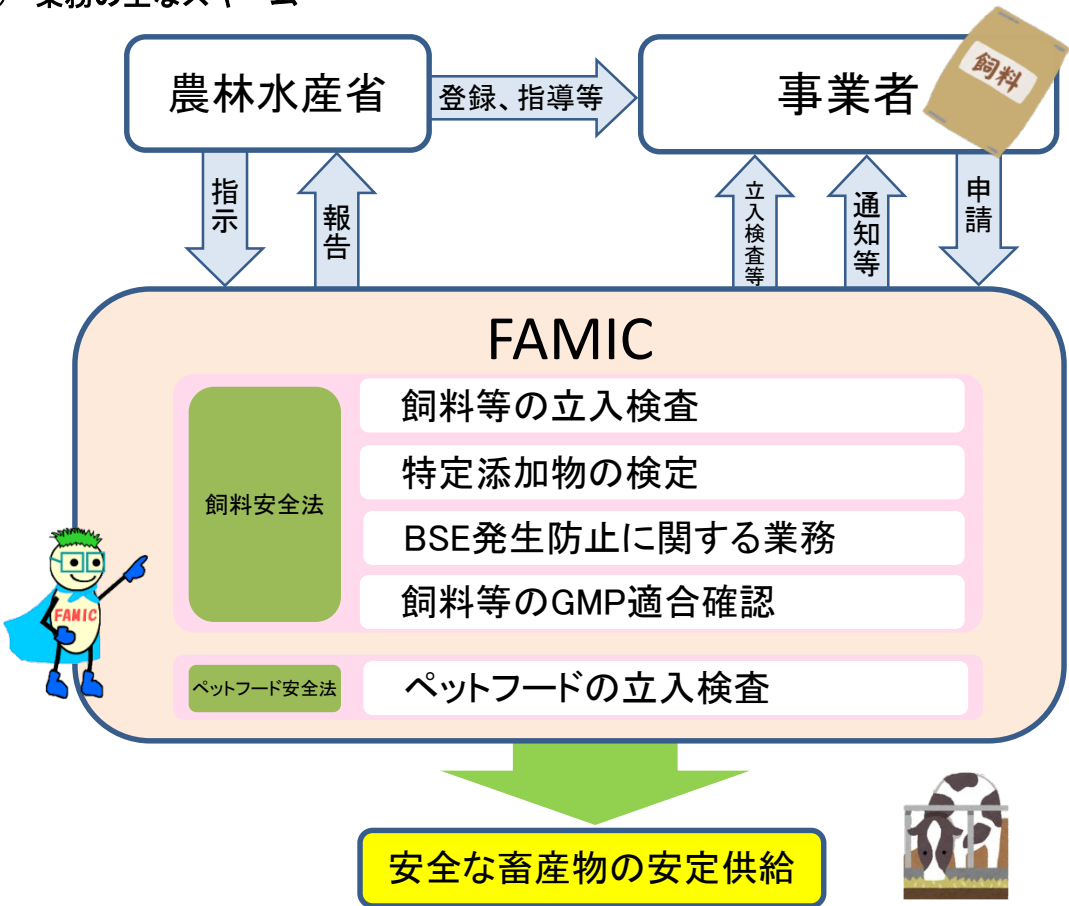
この他、独立行政法人国際協力機構（JICA）からカンボジア農林水産省の傘下である国立農業研究所（NAL）の職員に対する残留農薬分析の技術指導について、昨年に引き続き専門家の派遣要請があり、職員を派遣しました。1か月半に及ぶ派遣では、派遣目的であった玄米中のトリシクラゾールの残留分析の技術指導に加え、同国関係者の理解を深めるために開催されたワークショップ（体験型講習会）についても分析内容の技術的助言を行いました。

本プロジェクト最終の派遣で、NAL職員は既存の分析操作の習得と再現のみならず、分析法の改良にまで踏み込むことができ、関係者と専門的な交流を図ることができました。今後のカンボジア国での残留農薬技術の拡大が期待されます。

※Good Laboratory Practice（優良試験所規範）の略

(3) 飼料及び飼料添加物関係業務

① 業務の主なスキーム



飼料等の立入検査	・飼料及び飼料添加物の製造事業場等に立ち入り、帳簿等を検査 ・収去した飼料等について有害物質が基準の範囲内か等、安全性に関する分析・鑑定を実施
特定添加物の検定	・飼料に用いる特定添加物（飼料添加物である抗生物質）の製造業者等から検定申請があった場合、試験品の採取、試験を行い、合格した製剤へ合格証紙を貼付 ・製造業者の申請に応じ、特定添加物製造設備のGMP適合状況を調査
BSE発生防止に関する業務	・製造業者等の申請に応じ、豚肉骨粉、家きん処理副産物、魚粉等が製造基準（牛由来たん白質が混入しないこと）に適合しているか検査を実施
飼料等のGMP適合確認	・製造業者等の申請に応じ、飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインに基づく管理が行われているか現地検査を実施し、確認証を発給
ペットフードの立入検査	・ペットフードの製造事業場等に立ち入り、帳簿等を検査 ・集取したペットフードについて有害物質が基準の範囲内か等、安全性に関する分析を実施

FAMICホームページにて公表しています。

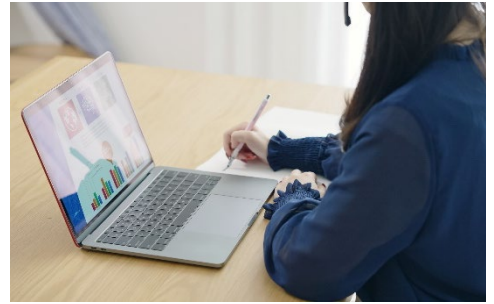
http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/03_shiryo/



② 令和5年度の業務成果・業務実績

ア 飼料製造管理者講習会のオンライン開催

安全確保の見地から製造の過程で特別の注意を必要とする飼料等を製造する事業場には、その製造を実地に管理するための「飼料製造管理者」を設置しなければならないという制度があります。飼料製造管理者に選任されるためには資格が必要で、獣医師や大学等において畜産学等の課程を修めている場合のほか、製造の過程で特別の注意を必要とする飼料等の製造業務に3年以上従事し、かつ、FAMICが開催する講習会を受講することでも得ることができます。



イ ハイキューブ配合牛用配合飼料中のモネンシンナトリウムの迅速定量法等の妥当性確認

FAMICは、農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告しています。

令和5年度は、飼料関係者から要望のあるハイキューブ配合の牛用配合飼料への飼料添加物のモネンシンナトリウム（MN）の使用を解禁するにあたり、農林水産省から製造事業場に義務づけられているMN管理分析に必要な迅速定量法における同飼料中のMN分析の妥当性確認の実施について緊急要請がありました。FAMICは、要請を受けて同飼料を製造予定の3業者との間で室間共同試験を実施して、MN分析が適用可能であることを確認し、農林水産省に速やかに報告した結果、要請から約2か月の短期間で同飼料へのMN使用が解禁されました。

さらにFAMICは、自主的な取組としてMNの公定分析法である飼料分析基準収載法2法（LC法及び平板法）における単一試験室での同飼料中のMN分析の妥当性確認を実施し、LC法及び平板法ともに適用可能であることを確認しました。

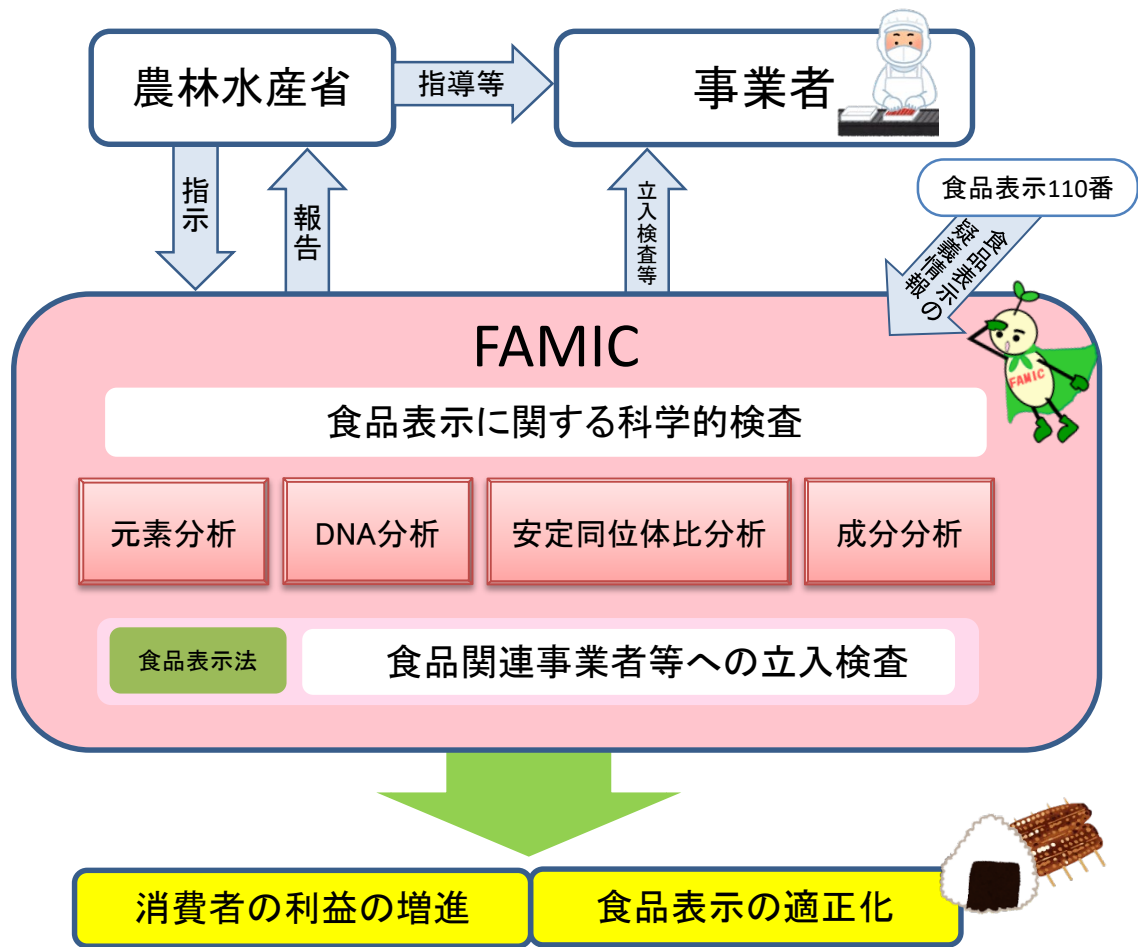
以上により、飼料中のMNの均質性を確保する管理分析としての手法を複数確立し、飼料の安全性の確保と畜産農家のニーズに対応しました。



モネンシンナトリウムの力価測定

(4) 食品表示の監視に関する業務

① 業務の主なスキーム



食品表示に関する科学的検査

・市販の食品を入手し、原産地や品種、加工食品の原材料等が正しく表示されているか、DNA分析、元素分析等の科学的検査を実施

食品関連事業者等への立入検査

・食品関連事業者等に立ち入り、食品、帳簿、書類等を検査

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇食品表示の監視：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/04_labeling/



FAMICは、原産地表示に関する検査を重要事項と位置付け、

ア 食品表示に関する科学的検査

FAMICは、市販の食品について5,680件の検査を実施しました。また、さば加工品やいか加工品等について、農林水産省とともに食品製造業者等に対する立入検査を行い、原産地表示や原材料表示の疑義の解明に結びつけました。その他、不適正表示に関する情報の受付と関係機関への回付、食品表示の監視に活用する分析技術や判別技術の開発・改良等を行いました。



イ 食品表示基準の改正への対応

食品表示基準の改正が令和5年4月に施行されました。これにより、遺伝子組換えに関する新たな任意表示制度において、分別生産流通管理の実施に加えて遺伝子組換え農産物の混入が認められない（不検出）場合にのみ「遺伝子組換えでない」と表示できると定められました。これを踏まえ、FAMICは、改正制度施行以降も円滑に立入検査を実施できるよう、長年実施してきた分別生産流通管理に関する調査で得られた知見を基に立入検査の手法を整理し、不適切な表示が疑われた事案について農林水産省とともに立入検査を行いました。

